社会福祉法人　愛光園

次世代育成支援対策推進法のよる

一般行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい環境を作ることよって全ての職員がその能力を発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和８年（2026）7月１日～令和12年（2030）3月31日までの4年9ヵ月間

2 内容

目標1 男性職員の育児休業取得率向上（70%以上を目標）、および、女性職員の育児休業取得率を維持（100%を維持）する。

〈対策〉

令和8年7月（2026）年度～	各事業所における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務の見直し等）・実施 一斉メールで制度の有用性を周知する 取得率低下時には再周知を行う。

目標２ 全職員の時間外労働を各月１０時間未満とする。

〈対策〉

令和8年（2026）年度～	定期的に部署ごとの時間外労働の実績を確認し把握していく。 ICT（インカム、タブレット端末等）を活用し業務の効率化をしていく。

目標3 年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均10日以上とする。

〈対策〉

令和8年（2026）年度～	現状の把握、業務・人員配置の見直し 一斉メールで有給休暇取得制度の必要性を周知する
通年	計画的に取得できるよう管理職に研修等を行う

目標4 小学校入学前や卒業までの子を持つ労働者が利用できる制度の拡充。

〈対策〉

令和8年（2026）年度～	一斉メールで制度を周知する
通年	職員のニーズの把握 必要時には組合に相談検討 制度変更時は一斉メールで周知